

事業名	【 1 】 東京都における既存住宅流通事業	【 2 】 建物状況調査・既存住宅売買瑕疵保険制度に関する普及啓発事業
概要	<p>既存住宅を良質な住宅に改修して建物価値や性能を適正に評価・販売する仕組みの構築を行う取組</p> <p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 不動産関係事業者が既存住宅の買取再販を行う場合やリフォームを行って仲介を行うに際し、建物状況調査や瑕疵保険加入を含めたリフォームを行い、物件の価格評価に反映し、販売する取組 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>不動産売買時やリフォーム時におけるインスペクションや既存住宅売買瑕疵保険、住宅履歴等に関する情報発信・普及啓発・相談対応に関する取組</p> <p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存住宅の売買に関連する様々な事業者（宅建業者、建設業者、建築士事務所、金融機関、住宅瑕疵保険法人等）が連携して、消費者への相談対応やイベント、情報発信等を行う取組 <p style="text-align: right;">など</p>
提案事業者 (グループ可)	宅地建物取引業者、リフォーム会社、建築士事務所等	
補助金額	<p>補助対象経費の 3 分の 2 (仕組みの構築検討経費：上限 500 万円／1 件) (リフォーム工事費等：上限 100 万円／戸) 1 事業者あたり 3 戸まで 政策課題解決型*の場合上限 200 万円／戸)</p> <p>※下記の 4 項目に関するリフォームを行った場合には リフォーム工事費等補助上限額を上乗せ ①高い水準の省エネ改修②子どもすくすく認定③長期優良増改築認定④団地再生に関する取組</p>	<p>補助対象経費の 2 分の 1 (上限 200 万円／1 件)</p>
選定件数	5 件	5 件
応募受付期間	令和 5 年 5 月 1 5 日 (月曜日) から同年 6 月 1 6 日 (金曜日) まで	